# 令和3年度 第1回 三郷市都市計画審議会 会議録

1 開催日時:令和3年5月10日(月)14時00分~16時00分

2 開催場所:三郷市役所 6階 全員協議会室

3 出席者:11名(委員総数13名)

(委員)

村山会長、 後藤会長職務代理、 篠田委員、 鈴木委員、 工藤委員、 渡邉委員(リモート参加)、 福岡委員(欠席)、 中村委員(欠席)、 堀切委員、 吉田委員、 澁谷委員、 横内委員、 富岡委員

(事務局)

松本まちづくり推進部長(以下、まちづくり推進部長)

矢野まちづくり推進部理事兼副部長兼みどり公園課長(以下、まちづくり推進部理事)

クリーンライフ課:田口市民経済副部長兼クリーンライフ課長(以下、クリーンライ フ課長)、小賀坂クリーンライフ課長補佐兼環境政策室長(以 下、クリーンライフ課長補佐)、青木主任

まちづくり事業課:川端まちづくり事業課長兼企業立地推進室長(以下、まちづくり 事業課長)、井戸田まちづくり事業係長、竹内主査

みどり公園課:鈴木みどり公園課長補佐兼管理係長、染谷花とみどりの係長、千葉 主事

都市デザイン課: 城津まちづくり推進部参事兼都市デザイン課長(以下、都市デザイン課長)、浦川都市デザイン課長補佐兼都市計画係長(以下、都市デザイン課長補佐)、冨安主査、南雲主事、齋藤主事

#### 4 議題

議案第1号 草加都市計画ごみ処理場の変更について【諮問】(三郷市決定)

議案第2号 草加都市計画地区計画の変更について【諮問】(三郷市決定)

議案第3号 三郷市都市計画マスタープラン(案)パブリック・コメント手続き 資料について【報告】

#### 5 議事内容

- (1) 開 会
- (まちづくり推進部理事)[開会]

# [選出委員の変更について報告]

- (後藤会長職務代理) [会長職務代理挨拶]
- (まちづくり推進部理事) 「資料確認]
- (2) 会長の選出
- (後藤会長職務代理) [委員の出席状況を求める]
- (都市デザイン課長補佐) [委員13名中11名が出席していることを報告]
- (後藤会長職務代理) [会長職務代理を辞任]
- (まちづくり推進部理事) [仮議長にまちづくり推進部長を指名し、議事を進行]
- ●仮議長(まちづくり推進部長) [条例第5条第2項の規定に基づき会長を選出]

[村山委員が推薦され、候補者が1名につき無投票で会長の就任が決定]

[村山会長に会長職務代理の指名を依頼]

- (村山会長) [後藤委員を会長職務代理に指名]
- (後藤委員) 「会長職務代理を了承]
- (村山会長) [会長挨拶]

- (まちづくり推進部理事) [村山会長が議長となり、議事を進行]
- (村山会長)

[会議録の署名委員について、堀切委員と吉田委員を指名]

[議事内容が非公開情報に該当しないことについて確認]

[傍聴者の有無について報告を求める]

● (都市デザイン課長補佐)「1名の傍聴者がいることを報告]

[傍聴者入場](別室とリモート接続)

● (村山会長)[傍聴者へ傍聴上の注意事項を伝える]

# (3)議題

議案第1号 草加都市計画ごみ処理場の変更について【諮問】(三郷市決定)

● (クリーンライフ課長)[議案第1号について、資料に基づき説明する]

● (村山会長)

ご説明ありがとうございます。

事務局からの説明に関して、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

### ● (富岡委員)

説明の中で処理するごみの中には、有害ごみも入っているとおっしゃいましたが、どのように処理されるのか、概略が決まっていれば教えてください。

# ● (クリーンライフ課長)

有害ごみにつきましては、別の事業者の方で引き取る形で処理をしてまいります。 また、燃えないごみについては、分別して処理をしてまいりたいと考えているところ でございます。

#### ● (富岡委員)

不燃ごみの処理方法は焼却するのですか。具体的に処理するというのは、どのような処理をされるのですか。

### ● (クリーンライフ課長補佐)

燃えないごみに関しましては、リサイクルできるように極力いろいろなものに分別をしていきます。基本的に燃やすことをいたしませんが、燃えないごみの中には、一部燃えるごみがありますので、それは越谷の燃えるごみの焼却施設に持っていきます。 実際にリサイクルできないものにつきましては、隣にあります最終処分場に埋立処分するような予定でございます。

#### ● (村山会長)

富岡委員、よろしいでしょうか。

### ● (富岡委員)

はい。

### ● (村山会長)

吉田委員、お願いします。

#### ● (吉田委員)

新しい処理場を建設することによって現状の処理場をどのようにするかということと、それから新しい処理場をこれからいろいろな手順を踏んで建てるということですけれど、いつ頃稼働するのかについての2点教えてください。

# ● (クリーンライフ課長)

現在の処理場跡地を、どのように活用するかという1つ目のご質問ですが、現時点では未定でございますが、1つの考えといたしましては、災害時のごみの仮置き場としての活用や、5市1町の足並みを揃える必要がございますけれども、今問題となっているプラスチックごみの分別施設用地として活用することなどが考えられると思います。

また、新しい施設が完成した場合の稼働の時期ですけれども、令和7年度の稼働を念頭に、これから計画を進めていければと考えています。

# ● (村山会長)

他にご意見ご質問等はございますでしょうか。 工藤委員、お願いします。

# ● (工藤委員)

不燃物処理場の移転の計画については、その理由を述べていただきましたけれども、 内容については理解できますし異議はないのですが、既存施設の機能を拡充するとい うことではなく、新しいところに新たに建てることとなった経緯について、詳しくお 話いただけますか。

# ● (村山会長)

事務局より経緯について補足説明をお願いいたします。

#### ● (クリーンライフ課長)

それではまず、現在の場所での建て替えや拡充につきましては、毎日排出されるごみが継続的に搬入されてまいりますけれども、実際に工事をすることになりますと、その施設を長期間閉鎖することが想定されます。現実的には非常に難しい部分でございますので別の場所になったことと、あとは敷地の面積が、現在は3,000㎡程度と狭いため拡充することが難しいという現状がございます。

今回、ご説明申し上げている土地の選定理由につきましては、何点か理由がありますけれども、1つ目としまして、資源化できないごみにつきましては最終処分場で処理することになるのですけれども、その処分場に近いというメリットがあること。また、災害時におきましては、周辺公共施設、総合体育館や斎場、不燃物処理場跡地でございますけれどもそこがごみの仮置き場として利用できる可能性があるということ。また、敷地内に活断層がございませんので、安全性が確保できるのではないかということ。また、収集運搬車の往来による交通の影響が出にくいこと。また、市内のほぼ中央に位置して、住宅地を回避したルートが設定でき、搬入搬出によいだろうと、そういったことを考慮いたしまして、この土地を考えさせていただいたところでございます。

### ● (村山会長)

工藤委員、お願いします。

### ● (工藤委員)

ありがとうございます。

新しい公共施設を建設するにあたっては、様々な経費がかかるという問題を懸念せざるを得ないと思いましてお聞きしたのですけれども、不燃物処理場の経費は、どれくらいを見込んでいらっしゃるのか、お答えできればお願いいたします。

### ● (村山会長)

事務局、情報をお持ちでしたらお願いします。

# ● (クリーンライフ課長)

他市の事例などを参考にいたしますと、いろいろな条件がございまして全く同じにはなりませんが、総額20億円から40億円と幅がある状況でございます。また、条件や処理内容によって整備費は変わりますので、今後詳細な設計を実施しなければ正確なものは申し上げられないというところでございます。

#### ● (村山会長)

工藤委員、お願いします。

# ● (工藤委員)

最後なのですけれども、先ほど環境調査をしっかりやっていただくということでお話がありましたが、既存の不燃物処理場においても過去に調査されたのだろうと思います。基準に該当する範囲内での結果であったからこそ、既存の不燃物処理場の建設がなされたと理解しますけれども、例えば今後、新しいところでの環境調査が入ってその結果、基準を超えるような結果が出た場合については、どのような対応がされるのか。

それから小学校がすぐ近く、道路を隔てて向かいですけれども、この計画をパブリック・コメントや意見公募したときに、親の方々から何らかの声が上がったのかどうか。 この2つについてお答えいただけますでしょうか。

### ● (村山会長)

それでは事務局、お願いします。

### ● (クリーンライフ課長)

まず基準を超えた場合、基準を満たさない場合についてのご質問ですけれども、そも そもその基準を超えないような設計をしようと考えておるところでございますので、 調査をしながらそれを超えない準備を進めていきたいと思います。

また、住民、土地所有者等の縦覧等につきましても、特に意見等はございませんでした。また、住民説明会、公聴会につきましては、参加者はございませんでした。

# ● (村山会長)

他にいかがでしょうか。 鈴木委員、お願いします。

# ● (鈴木委員)

まず 1 点は、新しい不燃物処理場は、処理能力が約 1 8 t と載っておりますけれども、現在の処理場の処理能力をお聞きしたい。

もう1点、これは要望なのですが、現在の不燃物処理場の運営について、受付での苦情が市民の方から多く聞かれます。そういう部分では、今後4年程で新しく建ちますけれども、市内のごみ業者から会社を作って運営されていると聞き及んでおりますが、その運営体制についても、受付の方に対してしっかりと指導するような形、または市が直接、職員が入るなど、そのようなことを要望させていただきます。

# ● (村山会長)

はい、それでは事務局お願いします。

# ● (クリーンライフ課長)

現在の処理能力につきましては、1日で15 t の処理能力ございます。こちらを新たな施設で18 t まで引き上げたいと考えているところでございます。

ご提言の部分につきましては、今後の環境行政にいかしていきたいと思います。

# ● (村山会長)

篠田委員、お願いします。

# ● (篠田委員)

処理場の移転については、老朽化するわけですから賛成ですけれども、受付の問題、 鈴木委員から話が出ましたけれど、受付の仕方が、例えば個人で持っていけば受け付け ができるけれども、個人が車もない持っていくものがない、そうすると、業者の人が全 部載せてあげると、それで持って行ったら業者の車だから受け付けないって断られた 人がいます。

そういうところも、しっかりと受付で確認できるように、確認できたら受け付けする というようなこともしっかりとできたらと思う。担当から、その点をお話していただき たいなと思いますが、その点はどうですか。

# ● (村山会長)

はい、事務局お願いします。

#### ● (クリーンライフ課長)

篠田委員、鈴木委員からもご提言をいただきましたが、収集する際のルールや決まり 等もあるということでございます。その中で少しでも良い方法があればというところ はありますので、今後の参考にさせていただきたいと存じます。

今、このように工夫をするというソフトは持っておりませんけれども、できることを 一つ一つやってまいりたいと存じますので、ご意見どうもありがとうございます。

#### ● (篠田委員)

今後の問題として考える、それはもちろんそうしてもらわないといけないことなのだけれども、現状、よく確認して、本当に個人の分なのかっていうのは、確認できたら受け入れるべきだと私は思うのですよね。考えるのではなくて、確認すればわかることですから。

業者の名前が書いてあるから受け取らない、受け入れませんと言っている。私も1回、そういうことを聞いて、やめたことがあるけれども、やはり担当からも受付に、よくその点を調べて、本当に個人という確認ができたら受け付けるべきだと思うのですけれど、今からでもそれは、ぜひやっていただきたいと思います。

### ● (村山会長)

事務局、いかがでしょうか。

# ● (クリーンライフ課長)

貴重なご意見ありがとうございます。個人のものとわかった場合については、受けるという話につきまして、これまで不都合があったと思います。今、確認しましたところ、個人のものとわかれば、その部分については受けているという話も、担当から聞いております。その辺りのコミュニケーションといいますか、意思疎通がうまくいっていない部分が多々あったのかと思います。その点については、お詫び申し上げます。今後、そのような件につきましては、きちんと受けられるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

### ● (篠田委員)

わかりました。

### ● (村山会長)

はい、渡邉委員お願いします。

### ● (渡邉委員)

先程、質問に対するお答えの中で、現在の処理場の処理能力が約15 t という話だったと思うのですけれど、ご説明の中で、現在の処理場の処理効率が低下している状況であるといった説明だったと思うのですが、これは元々どの程度だった処理能力がどのくらいになってしまったということを詳しく説明していただけますか。

### ● (村山会長)

処理能力について、事務局お願いします。

# ● (クリーンライフ課長)

先程申し上げました処理能力15 t でございますが、こちらにつきましては15 t というのは、建設した当時の処理能力というところでございまして、現時点は機械が壊れたことなどにより、実際には15 t まで至っていないというのが現状でございます。その中で現在の処理能力につきましては、申し訳ございません、今のところは把握しきれていない状況です。はっきりと申し上げられるのは15 t よりも低いということでございます。

#### ● (渡邉委員)

後日でも結構ですので、可能であれば詳しい資料をいただきたいのですが、いかがで すか。

# ● (クリーンライフ課長)

どこまでできるかというところをこの場で明言することは難しいのですが、できる限りのものはご用意させていただきます。後で改めまして、ご連絡をいたしたいと思います。

## ● (村山会長)

渡邉委員、よろしいでしょうか。

#### ● (渡邉委員)

はい、ありがとうございます。

# ● (村山会長)

運用のことも含め、非常に幅広い意見をいただきましてありがとうございました。 それでは、意見が出尽くしたようですので、議案第1号草加都市計画ごみ処理場の変 更について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

# [全員举手]

はい、ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本議案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第2号「草加都市計画地区計画の変更について」事務局より説明を お願いいたします。

# 議案第2号 草加都市計画地区計画の変更について【諮問】(三郷市決定)

# ● (都市デザイン課長)

[議案第2号について、資料に基づき説明する]

# ● (村山会長)

ご説明ありがとうございます。

事務局からの説明に関して、ご意見やご質問はございませんでしょうか。 工藤委員、お願いします。

#### ● (工藤委員)

変更理由については、組合員の皆様のご意向に沿った変更ということでありますので異議はないのですけれど、お聞きしたいのが、議案第2号資料のP11、12にお示しいただいた地区施設の配置及び規模ですけれども、その他の公共空地、調整池1号の面積が減っているのですけれど、これはどういった経緯で影響を受けているのかということと、調整池については、ご承知のように、地球温暖化が進んでゲリラ豪雨や雨水量の増加に伴って、浸水被害が特にこの田んぼの跡地を利用した土地利用ですので、懸念されます。そこまで小さくなっているわけではないのですけれども、気になるので説明をしていただきたいと思います。

#### ● (まちづくり事業課長)

ご質問いただきました面積の減少、80㎡ほど減ってございます。その理由ですけれども、資料P7をご覧ください。地区内道路5号を北側に移動したところ、地区内道路7号と並行しているのですけれども、こちらの幅員を従前は8mの歩道なしの道路となってございました。これを通学などいろいろと加味したところ歩道付きの方が良いということで、2m幅員を広げまして、10mにしてございます。

地区内道路 7 号を 10 mにしたことから 2 m北側に道路境界がずれましたところ、調整池 1 号も 2 m後退することになりまして、面積が正式には 82.9 ㎡、約 25 坪ほど小さくなったところでございます。

2つ目の質問でございますが、貯留量が減るのではないかということですが、面積が減りましたので深く掘るという方法を取りまして、平均の水深で約9cm深くしているところでございます。そうしたところ、必要な貯留量は確保されているところでございます。

### ● (村山会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

富岡委員、お願いします。

# ● (富岡委員)

資料P13の変更点で、保育所等に限定したということは、組合の方がおっしゃったということはお聞きしたのですけれど、流通工業団地内に保育所ができるというイメージなのでしょうか。流通団地の中に保育所ができるというのは、不思議な感じがしたのですけれど、どういったイメージなのでしょうか。

#### ● (村山会長)

はい、事務局お願いします。

# ● (まちづくり事業課長)

まだ決定したわけではございませんが、組合から保育所等の設置により地域に貢献 したい旨を聞き及ぶところでございます。

# ● (富岡委員)

そうしますと都市計画上といいますか、都市計画の中でこの流通工業団地の中でも、 保育所があった方がよいだろうというのが事務局としての考えと理解してよろしいで しょうか。

#### ● (村山会長)

はい、事務局お願いします。

# ● (まちづくり事業課長)

組合とも話し合いまして、事業を進めていく上で、保育所等が敷地面積の最低限度を 適用せずに設置できますと、企業用地としても強みになるということで伺っておりま す。

### ● (村山会長)

都市計画上も問題ないかということについて、お願いします。

# ● (都市デザイン課長)

都市計画上の問題でございますが、働く方が子育てをできるように支援する側面もありますので、そのような意味で問題なしという整理をしているところでございます。

# ● (富岡委員)

ありがとうございます。

# ● (村山会長)

他にいかがでしょうか。 鈴木委員、お願いします。

# ● (鈴木委員)

道路の前後を入れ替えて、北側の敷地を狭くして、南側を広くするというような形ですが、北側と南側の用途はどのようになっているのかを伺いたいことと、道路面積とか調整池の面積も変わってはいるのですけれど、区画整理全体の減歩、予算の関係とか、そういうものには影響はないのでしょうか。

# ● (村山会長)

はい、事務局お願いします。

# ● (まちづくり事業課長)

用途といたしましては、南側の敷地が保留地の部分になってございます。今回の道路の変更に伴いまして、そこが広がることによって、総事業費が7,000万円の減ということで計画をしているところでございます。

減歩につきましてもこれに伴って、当初の39.9%から31.47%に引き下げることができるのではないかということで、組合から報告を受けたところでございます。

# ● (鈴木委員)

今の説明ですと保留地を多く取ったということでよろしいのでしょうか。

### ● (村山会長)

はい、事務局お願いします。

# ● (まちづくり事業課長)

保留地の面積自体は減らしているのですけれども、全体として、保留地を含めた街区 としては大きくなったものですから、その部分で土地活用が大きくできるということ で、単価も含めて変わったところでございます。

### ● (鈴木委員)

保留地について図面に詳細が出ていないので、大きな街区しか出ておりませんので、

わかりかねるところがあるのですけれども、事業費が 7, 000万円減ったと、それを受けて減歩は 39%から 31% ぐらいになるのではないかということでよろしいでしょうか。

# ● (まちづくり事業課長)

はい。

# ● (村山会長)

他にいかがでしょうか。

それでは、意見が出尽くしたようですので、議案第2号草加都市計画地区計画の変更 について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

### [全員挙手]

はい、ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本議案は原案のとおり決定いたします。

会議開始から概ね1時間が経過しましたので、10分間の休憩をとりたいと思います。休憩後は、議案第3号から再開いたします。

# ● (まちづくり推進部理事)

事務局のクリーンライフ課とまちづくり事業課におきましては、関連する議案の審議がここで終了いたしましたので、新型コロナウイルス感染拡大防止及び会議室の密を避けるために、ただいまをもちまして退席をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、10分間の休憩に入らせていただきます。

### [休憩]

# ● (村山会長)

それでは、議案第3号「三郷市都市計画マスタープラン(案)パブリック・コメント 手続き資料について」事務局より説明をお願いいたします。

# 議案第3号 三郷市都市計画マスタープラン(案)パブリック・コメント手続き 資料について【報告】

# ● (都市デザイン課長)

[議案第3号について、資料に基づき説明する]

# ● (村山会長)

ご説明ありがとうございます。

本件は報告ということですので採決はいたしませんけれども、パブリック・コメント手続き資料についてご意見をいただきましたらパブリック・コメントと一緒にその内容を検討いただけるということでしたので、皆様からのご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

都市計画審議会でも審議しながら進めてきたということですので、ご意見なしということで承知いたしました。

以上をもちまして、議案の審議は終了いたしたいと思います。

ご決定いただいた審議事項につきましては、市長に速やかに答申いたしますので、ご 了承をお願いいたします。

それでは、傍聴者の方は事務局の指示に従って退場していただきたいと思います。

### [傍聴者退場]

委員の皆様には、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。 事務局に進行をお返しいたします。

### ● (まちづくり推進部理事)

[その他 生産緑地地区の今後の予定について、資料に基づき説明する]

[次回の都市計画審議会の開催日程について、報告する]

以上をもちまして、令和3年度第1回三郷市都市計画審議会を閉会いたします。 本日は、誠にありがとうございました。